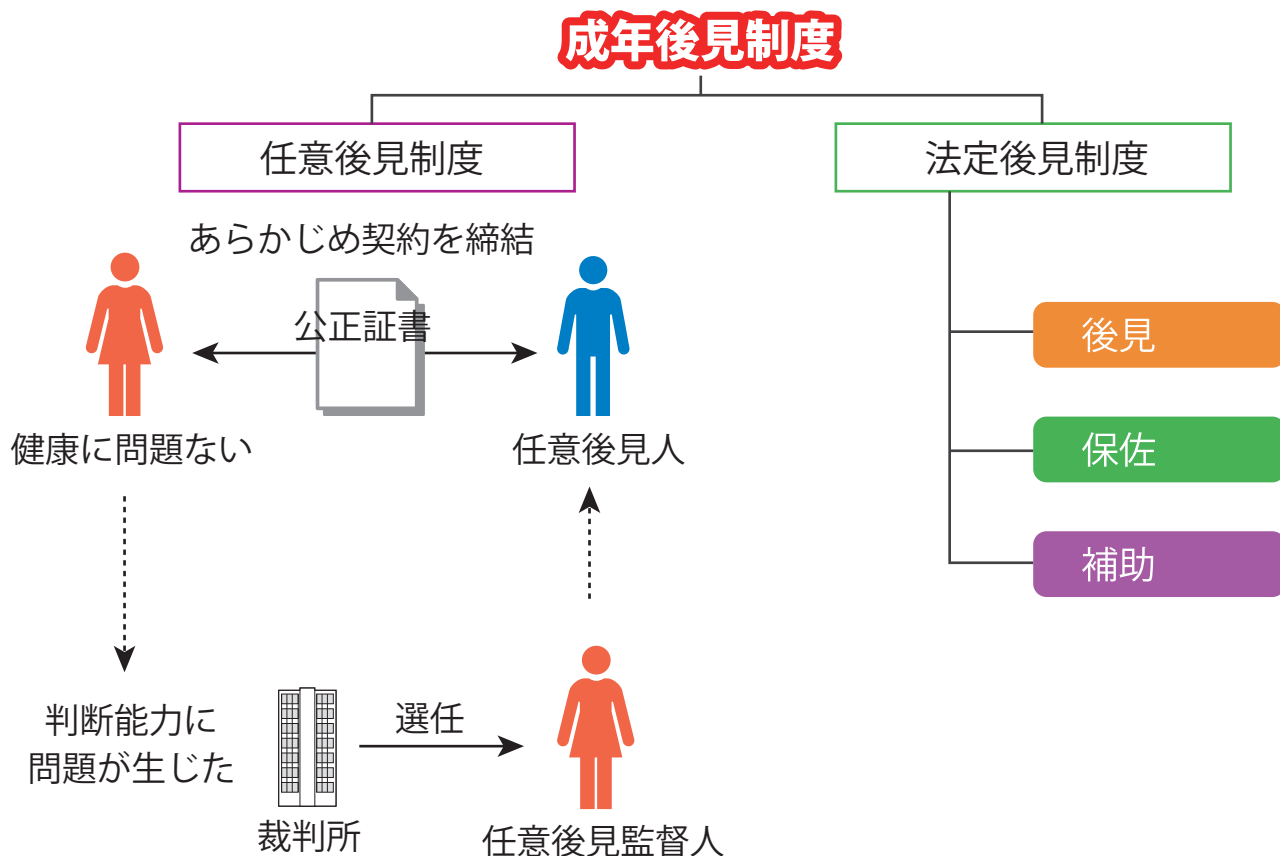


認知症で判断能力が低下 二種類の成年後見制度

遺産分割協議が必要なのに、自分で物事を判断できなくなってしまったというような場合のために成年後見制度があります。そして、成年後見制度には、

法定後見制度と任意後見制度の二種類があります。法定後見制度は判断能力が衰えてからの制度で、裁判所が成年後見人等を選任します。

一方、任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、自分で代理人を選任しておく制度です。後見人の権限などは登記されます。



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>